

令和8年度からアダプト制度を改正します

アダプト事業参加団体の皆様へ

平素より、「おかやまアダプト」推進事業へご参加いただき、誠にありがとうございます。より参加しやすい活動とするため、令和8年度から、下記のとおり制度を改正します。地域環境の整備のため、今後ともお力添えをいただけますと幸いです。

改正点	改正前（～R8.3.31）	改正後（R8.4.1～）
人数	10人以上	新規申請団体：10人以上（変更なし） 継続申請団体：5人以上
申請方法	書面申請のみ	書面に加え、Web申請が可能となります。 ※R8.3.23(月)より、ホームページ内にて申請フォームを公開します。
認定の取消	規定なし	新規団体の参加を促進するため、令和8年度以降に3年間継続して活動を休止した団体は、認定を取り消しさせていただきます。 ※認定取消後、活動を再開する場合は、再度認定申込書をご提出ください。

本件に関するお問い合わせ先

備前県民局管理課	(0862) 33-9835<道路>	岡山市（道路を除く）・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町
	(0862) 33-9877<河川・海岸・公園>	
東備地域管理課	(0869) 92-5170	備前市・赤磐市・和気町
備前県民局管理課	(0864) 34-7062	倉敷市・総社市・早島町
水島港湾事務所	(0864) 44-7144	倉敷市の海岸等で活動する団体
井笠地域管理課	(0865) 69-1634	笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町
高梁地域管理課	(0866) 21-2854	高梁市
新見地域管理課	(0867) 72-9170	新見市
美作県民局管理課	(0868) 23-1437	津山市・鏡野町・久米南町・美咲町
真庭地域管理課	(0867) 44-3116	真庭市・新庄村
勝英地域管理課	(0868) 73-4061	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村

いつも地域の美化にご協力いただき、ありがとうございます！！  

